

形質変更時要届出区域台帳

大阪市

整理番号	整令-1-10	指定年月日・指定番号	令和元年7月12日・届指-305号	所在地	北区大深町19番10、19番16の各一部、梅田三丁目138番、141番1の各一部		
調製・訂正年月日	令和元年7月12日調製、令和元年11月28日訂正、令和2年1月10日訂正、令和2年2月13日訂正、令和2年3月27日訂正						
形質変更時要届出区域の概況	鉄道用地			面積	5,254.47㎡		
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				全ての区域について法第14条第3項の規定に基づく指定			
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類							
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨				第10号（自然由来特例区域）に該当			
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状況	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	令和元年5月31日 令和2年1月30日	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物（自然由来）		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社KGS	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法	
	令和元年11月		大阪駅西高架橋撤去他工事（試掘工事）	西日本旅客鉄道株式会社	有・無		
	令和2年1月		大阪駅西高架橋撤去工事（水道撤去工事）	西日本旅客鉄道株式会社	有・無		
	令和2年1月 (令和2年2月)		九条梅田線道路洞道新設工事	大阪エネルギーサービス株式会社	有・無	汚染土壌処理業者	